# 植物防疫法施行規則 （昭和二十五年農林省令第七十三号）

## 第一章　総則

#### 第一条（公聴会）

農林水産大臣は、植物防疫法（以下「法」という。）第五条の二第二項（法第六条第六項、法第七条第四項、法第十一条第二項、法第十三条第七項、法第十五条第二項、法第十六条の二第二項又は法第十六条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定により公聴会を開こうとするときは、少なくともその十日前までに、場所及び意見を聴こうとする事項を公示しなければならない。

##### ２

公聴会に出席して意見を述べようとする者（以下「公述人」という。）は、あらかじめ、その述べようとする意見の概要を記載した文書を農林水産大臣に提出しなければならない。

#### 第二条

削除

#### 第三条（議長）

公聴会は、農林水産大臣の指名する者が議長として主宰する。

#### 第四条（議長の職務等）

議長は、公述人が多いときは、各種の意見を代表する者に発言させなければならない。

##### ２

議長は、農林水産省の官吏のうちから説明者を指名しなければならない。

##### ３

議長は、公述人又は説明者の発言時間の範囲を制限し、又はその発言が当該事項の範囲をこえた者の発言を制止することができる。

##### ４

議長は、必要があると認めるときは、公聴会を延期し、又は続行することができる。  
この場合には、次回の日時及び場所を指定して出席者にこれを通知しなければならない。

#### 第五条（植物防疫官及び植物防疫員の証票）

法第五条第一項の規定による証票の様式は、別記第一号様式の通りとする。

## 第二章　輸入植物の検査

#### 第五条の二（検疫有害動植物）

法第五条の二第一項の農林水産省令で定める有害動物又は有害植物は、別表一のとおりとする。

#### 第五条の三（検査証明書の添付を要しない植物）

法第六条第一項の栽培の用に供しない植物であつて、検疫有害動植物が付着するおそれが少ないものとして農林水産省令で定めるものは、次のとおりとする。  
ただし、肥料、飼料その他農林業の生産資材の用に供されるもの並びに別表二の十四及び十五の項の植物の欄に定めるものは、この限りでない。

* 一  
  乾燥され、かつ、圧縮されたもの
* 二  
  乾燥され、かつ、細断されたもの（センナの茎、オレンジの果実及び果皮並びにキャッサバの根を除く。）
* 三  
  乾燥され、かつ、破砕され、又は粉砕されたもの（オレンジ及びタマリンドの果実並びにキャッサバの根を除く。）
* 四  
  乾燥されたものであつて、圧縮され、細断され、破砕され、又は粉砕されていないもの。  
  ただし、木材及び次に掲げる植物ごとにそれぞれ次に定める部位を除く。
* 五  
  凍結されたもの（くるみの核子を除く。）

#### 第五条の四（栽培地検査を要する植物等）

法第六条第二項の農林水産省令で定める地域、植物及び検疫有害動植物は、別表一の二のとおりとする。

##### ２

前項に掲げる植物は、同項の地域において栽培されたものに限るものとする。

#### 第六条（輸入場所の指定）

法第六条第三項の港及び飛行場は、第一号に掲げる港並びに第二号及び第三号に掲げる飛行場とする。  
ただし、第三号に掲げる飛行場については、植物を携帯して輸入する場合に限る。

* 一  
  紋別港、網走港、根室港、花咲港、釧路港、十勝港、苫小牧港、室蘭港、函館港、小樽港、石狩湾港、留萌港、稚内港、青森港、八戸港、久慈港、宮古港、釜石港、大船渡港、石巻港、仙台塩釜港、秋田船川港、能代港、酒田港、相馬港、小名浜港、日立港、常陸那珂港、鹿島港、木更津港、千葉港、京浜港、横須賀港、姫川港、直江津港、柏崎港、新潟港、伏木富山港、七尾港、金沢港、内浦港、敦賀港、福井港、田子の浦港、清水港、御前崎港、三河港、衣浦港、名古屋港、四日市港、津港、舞鶴港、阪南港、阪神港、姫路港、新宮港、日高港、和歌山下津港、鳥取港、境港、浜田港、宇野港、水島港、福山港、尾道糸崎港、竹原港、呉港、広島港、岩国港、平生港、徳山下松港、三田尻中関港、山口港、宇部港、関門港、徳島小松島港、詫間港、丸亀港、坂出港、高松港、宇和島港、松山港、今治港、新居浜港、三島川之江港、高知港、須崎港、博多港、苅田港、三池港、唐津港、伊万里港、長崎港、佐世保港、比田勝港、厳原港、水俣港、八代港、三角港、熊本港、中津港、大分港、佐伯港、細島港、油津港、志布志港、鹿児島港、川内港、米ノ津港、金武中城港、那覇港、平良港、石垣港
* 二  
  旭川空港、新千歳空港、函館空港、青森空港、仙台空港、秋田空港、福島空港、百里飛行場、成田国際空港、東京国際空港、新潟空港、富山空港、小松飛行場、静岡空港、名古屋飛行場、中部国際空港、関西国際空港、大阪国際空港、神戸空港、美保飛行場、岡山空港、広島空港、高松空港、松山空港、北九州空港、福岡空港、長崎空港、熊本空港、大分空港、宮崎空港、鹿児島空港、那覇空港、嘉手納飛行場
* 三  
  釧路空港、帯広空港、花巻空港、山形空港、庄内空港、鳥取空港、出雲空港、山口宇部空港、徳島飛行場、高知空港、佐賀空港、下地島空港、新石垣空港

#### 第六条の二（農林水産省令で定める特別の用）

法第七条第一項ただし書の特別の用は、次のとおりとする。

* 一  
  博物館、植物園その他の公共の施設において、標本として展示し、又は保管すること。
* 二  
  犯罪捜査のための証拠物として使用すること。
* 三  
  ウリミバエの防除を行うことを目的として、生殖を不能にされたウリミバエを生産するため、ウリミバエの繁殖の用に供すること。

#### 第七条（輸入禁止品の輸入許可）

法第七条第一項但書の許可を受けようとする者は、その者の住所地を管轄する植物防疫所を経由して農林水産大臣に申請書（第二号様式）を提出しなければならない。

##### ２

農林水産大臣は、法第七条第一項但書の規定による許可をしたときは、当該申請者に対し、許可したことを証する書面（第三号様式）を一梱当り二通ずつ交付するものとする。

##### ３

前項の書面の交付を受けた者は、これを発送人に送付し、当該輸入禁止品に添付して発送させなければならない。

#### 第八条

法第七条第三項の規定によつて付する条件は、通常次の事項とする。

* 一  
  植物防疫所気付として輸入すること及びその他輸送又は荷造の方法に関すること。
* 二  
  輸入した輸入禁止品の容器包装の輸入許可に関すること。
* 三  
  輸入した輸入禁止品の管理若しくは隔離の場所及び期間又は管理の方法に関すること。
* 四  
  輸入した輸入禁止品の管理又は隔離の責任者に関すること。
* 五  
  当該輸入禁止品の譲渡その他の処分の制限又は禁止に関すること。
* 六  
  隔離した当該植物に検疫有害動植物が発生した場合における通知及びその措置方法に関すること。
* 七  
  前各号の条件に違反したときは、当該許可を取り消し、又は当該輸入禁止品及びその生産物の廃棄を命ずることがあること。

##### ２

農林水産大臣は、法第七条第一項但書の許可を受けた者から申請があつた場合において、当該申請の理由が正当であり、且つ、やむを得ないものと認められるときは、法第七条第三項の規定により附した条件を変更することがある。  
変更したときは、植物防疫所を通じてその旨を当該申請者に通知するものとする。

#### 第九条（輸入禁止地域及び輸入禁止植物）

法第七条第一項第一号の農林水産省令で定める地域及び植物は、次のとおりとする。

* 一  
  別表二に掲げる地域及び植物
* 二  
  別表二の二に掲げる地域及び植物（同表に掲げる基準に適合しているものを除く。）
* 三  
  別表一の二に掲げる地域及び植物（同表に掲げる地域において栽培されたものを除く。）

#### 第十条（輸入検査の申請）

植物又は輸入禁止品を輸入しようとする者は、法第八条第一項但書の場合を除き、その植物又は輸入禁止品を積載した船舶（航空機）の入港（着陸）後、遅滞なく、植物防疫官に検査申請書（第四号様式）を提出しなければならない。

#### 第十一条（検査の場所及び期日）

植物防疫官は、第十条の申請があつたときは、当該申請者に対し、検査を行う場所及び検査の期日をあらかじめ通知しなければならない。

#### 第十二条（検査品の運搬等）

植物又は輸入禁止品を輸入した者は、法第八条第一項又は第三項の規定により検査を受けるときは、植物防疫官の指示に従つて当該植物又は輸入禁止品及びその容器包装につき運搬、荷解、荷造その他の措置をしなければならない。

#### 第十三条（処分を行う場所）

法第四条第二項又は法第九条第一項若しくは第二項の規定による処分に伴う措置の実施は、当該植物又は容器包装を検査した場所又は植物防疫所で行なわなければならない。  
但し、大量の貨物であつてこれらの場所で行うことができないときは、他の植物防疫所その他適当な消毒施設又は焼却施設のある場所へ運搬させて行い、又は行わせることがある。

#### 第十四条（農林水産省令で定める種苗）

法第八条第七項の種苗を次のように定める。  
ただし、輸入後栽培されないでそのまま輸出される物を除く。

* 一  
  ゆり、チユーリツプ、ヒヤシンス等の球根
* 二  
  ばれいしよの塊茎及びさつまいもの塊根
* 三  
  かんきつ類、りんご、なし、くり等の果樹苗木
* 四  
  さとうきびの生茎葉及び地下部

#### 第十五条（隔離栽培）

植物防疫官は、法第八条第七項の隔離栽培を必要と認めるときは、当該種苗の収受を停止して（郵便物の場合にあつては当該種苗を日本郵便株式会社の事業所から受領して）当該種苗を輸入した者（郵便物の名宛人を含む。以下同じ。）に対し文書（第五号様式）で次の事項を通知するとともに、期限を付して隔離栽培ができるかどうか、できる場合には隔離栽培する場所（位置及び付近の状況）及び管理責任者について回答を求めなければならない。

* 一  
  当該植物を一定期間隔離された土地又は場所で栽培しなければならないこと。
* 二  
  植物防疫官の検査が終了するまでの期間当該種苗（その生産物を含む。以下この条及び第十七条第二項において同じ。）を隔離された土地又は場所の区域外へ移動してはならないこと。
* 三  
  隔離期間中当該種苗に検疫有害動植物が発生し、又は異状があつたときは、その旨を遅滞なく植物防疫官に通知すべきこと。
* 四  
  植物防疫官の指示があつたときは、その指示する措置を実施すべきこと。

#### 第十六条

植物防疫官は、前条の回答により法第八条第七項の隔離栽培を命ずることができると認めるときは、当該種苗を輸入した者に対し、当該種苗に隔離栽培命令書（第六号様式）を添えて送付しなければならない。

#### 第十七条

植物防疫官は、第十五条の回答により法第八条第七項の隔離栽培を自ら実施することが適当であると認めるときは、当該種苗を植物防疫所に送付し、当該種苗を輸入した者に通知しなければならない。

##### ２

前項の植物防疫官は、隔離栽培を実施した当該種苗が法第九条第四項の検査に合格したときは、遅滞なく、これを輸入した者に送付しなければならない。

#### 第十八条（隔離栽培品の処分）

植物防疫官は、第十五条の通知に対する回答がないとき又は隔離栽培することができない旨の回答があり、且つ、自ら隔離栽培することができないときは、当該種苗を廃棄するものとする。

#### 第十九条（証明書の交付）

法第九条第四項の証明は、別記第七号様式の証印、証票又は証明書とする。  
ただし、法第八条第一項の規定によつて農林水産大臣が指定した検疫有害動植物のみがいる植物及びその容器包装については、輸入認可証（第八号様式）を押印し、若しくは添付し、又はその所有者若しくは管理者に交付するものとする。

##### ２

法第七条第一項ただし書の許可を受けた輸入禁止品であつて同条第三項の条件に違反しないもの及び第十六条の規定により隔離栽培のために送付する種苗については、輸入認可証（第八号様式）を押印し、添付し、又は交付するものとする。

#### 第二十条（消毒又は廃棄の実施）

法第四条第二項又は法第九条第一項若しくは第二項の規定により、消毒又は廃棄を命ぜられた者は、植物防疫官の立会の下に当該措置を実施しなければならない。

#### 第二十一条（処分後の通知）

植物防疫官は、法第九条第一項から第三項までの規定により、植物又は輸入禁止品及び容器包装を廃棄したとき又は消毒したため著しく毀損したときは、これを所有し、又は管理する者（郵便物の場合にあつてはその名宛人）に対してその旨を通知し、且つ、これらの者の要求があつたときは、証明書（第九号様式）を交付しなければならない。

##### ２

植物防疫官は、法第八条第五項の規定により郵便物を検査し、法第九条第一項から第三項までの規定により郵便物を消毒し、若しくは廃棄するため、当該郵便物を日本郵便株式会社の事業所から受領したとき又は第十五条の規定により当該種苗を日本郵便株式会社の事業所から受領したときは、当該日本郵便株式会社の事業所に受領証（第十号様式）を交付しなければならない。

#### 第二十二条（廃棄又は消毒命令書）

植物防疫官は、法第九条第一項又は第二項の規定により消毒又は廃棄を命じた場合において当該義務者の要求があつたときは、廃棄又は消毒命令書（第十一号様式）を交付しなければならない。  
法第四条第二項の規定により消毒を命じた場合もまた同様とする。

## 第三章　輸出植物の検査

#### 第二十三条（栽培地検査）

法第十条第三項の植物は、てつぽうゆり、やまゆり及びかのこゆり（これらの変種又は品種を含み、野生のものを除く。以下同じ。）並びにチユーリツプとする。

#### 第二十四条（栽培地検査の申請）

法第十条第三項の植物の栽培地検査を受けようとする者は、次に掲げる期日までに検査申請書（第十二号様式）を植物防疫官に提出しなければならない。

* 一  
  輸入国がその輸入につき栽培地における検査を要求している植物（てつぽうゆり、やまゆり、かのこゆり、チユーリツプ及びうんしゆうみかんを除く。）並びに組織培養により生産されるてつぽうゆり、やまゆり、かのこゆり及びチユーリツプについては、検査を受けようとする期日の三十日前
* 二  
  てつぽうゆり、やまゆり及びかのこゆり（組織培養により生産されるものを除く。）については四月三十日（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県の区域（鹿児島県奄美市及び同県大島郡の区域を除く。）内においては三月三十一日、鹿児島県奄美市及び同県大島郡の区域内においては十二月三十一日、沖縄県の区域内においては十一月三十日）
* 三  
  チユーリツプ（組織培養により生産されるものを除く。）については二月末日
* 四  
  うんしゆうみかんについては三月三十一日

##### ２

前項の申請をした者は、当該栽培地の見やすい場所に別記第十三号様式（組織培養により生産されるものにあつては別記第十三号の二様式、うんしゆうみかんにあつては別記第十三号の三様式）の表示を行い、かつ、検査の際これに立ち会わなければならない。

#### 第二十五条（輸出検査の申請）

法第十条第一項の植物及びその容器包装の検査を受けようとする者は、あらかじめ植物防疫官に検査申請書（第十四号様式）を提出しなければならない。  
但し、輸出する植物の包装材料として使用する土につき法第十条第一項の規定による検査を受けようとする者は、採取前及び調製前に植物防疫官に検査申請書（第十五号様式）を提出しなければならない。

##### ２

当該植物が法第十条第三項の栽培地検査を要するものである場合にあつては当該検査に合格した旨、当該植物の包装材料として使用してある土につき既に同条第一項の検査を受けその検査に合格している場合にあつてはその旨を附記しなければならない。

##### ３

野生の植物で法第十条第三項の栽培地検査を要する植物と同一種類のものを輸出しようとする者は、植物防疫官又はその原産地の市町村長の発行した野生である旨の証明書（第十六号様式）を第一項の申請書に添付しなければならない。

#### 第二十六条

法第十条第三項の栽培地検査を要する植物につき同条第一項の検査を受けようとする者は、当該植物の容器包装に第三十条第二項の規定により交付を受けた合格証票を添付しておかなければならない。  
ただし、同項ただし書の規定により合格証票の交付が省略された場合は、この限りでない。

#### 第二十七条（検査の場所）

法第十条第一項の検査は、植物防疫所で行う。  
但し、当該植物及びその容器包装の所在地で検査を受けたい旨の申請があつた場合において、当該植物の数量が多く、且つ、不合格品の補充の便宜等のため必要があると認めるときは、当該所在地で行うことができる。

##### ２

輸出植物の包装材料として使用する土につき行う法第十条第一項の検査は、前項の規定にかかわらずその採取地又はその調製場所で行う。

#### 第二十八条（検査の期日）

植物防疫官は、第二十四条第一項又は第二十五条第一項の規定により検査を申請した者に対し、あらかじめ検査の期日を通知しなければならない。

#### 第二十九条（検査品の運搬等）

第二十五条第一項の規定による検査を申請した者には、第十二条の規定を準用する。

#### 第三十条（合格証明書等の交付）

植物防疫官は、法第十条第一項の規定による検査の結果、当該植物及びその容器包装を合格としたときは、当該植物又はその容器包装に合格証印（第十八号様式）を押印し又は当該申請者に合格証明書（第十八号様式。当該植物及びその容器包装が再輸出されるものである場合にあつては第十八号の二様式）を交付しなければならない。  
ただし、輸入国において特別の要求があるときは、その要求に応ずる証明書を交付しなければならない。

##### ２

植物防疫官は、法第十条第三項の規定による検査の結果、当該植物を合格としたときは、当該申請者に対し、合格証明書（第十九号様式）及び合格証票（第十九号様式）を交付しなければならない。  
ただし、当該植物について法第十条第一項の検査を行うに当たつて、同条第三項の検査に合格したことが不明となるおそれがないと認められるときは、合格証票の交付を省略することができる。

##### ３

植物防疫官は、第二十五条第一項但書の申請に係る包装材料が輸入国の要求に該当していると認めて合格としたときは、当該申請者に対し合格証明書（第二十号様式）を交付しなければならない。

#### 第三十一条（合格処分の取消）

植物防疫官は、法第十条第四項の規定による検査の結果、当該植物又はその容器包装が輸入国の要求に適合しなくなつていると認めるときは、合格処分を取り消し、且つ、前条第一項の規定によりした押印を抹消し、又は交付した合格証明書の返還を命じなければならない。

## 第四章　指定種苗の検査

#### 第三十二条（検査の申請）

法第十三条第一項の検査を受けようとする種苗生産者（共同して検査の申請をする場合にあつてはその代表者）は、指定種苗の種類ごとに、別に告示で定める期限までに農林水産大臣の定める検査申請書を植物防疫官に提出しなければならない。

##### ２

前項の規定により検査の申請をした者には、第二十四条第二項の規定を準用する。

#### 第三十三条（検査期日の通知）

前条第一項の規定により検査の申請があつたときは、第二十八条の規定を準用する。

#### 第三十四条（合格証明書及びその抄本）

法第十三条第三項の合格証明書の様式は、別記第二十一号様式とし、同条第四項の合格証明書の抄本の様式は、別記第二十二号様式とする。

#### 第三十五条（廃棄命令書及び処分証明書）

法第十四条の規定により植物防疫官が指定種苗の廃棄を命じ、又は自らこれを廃棄した場合には、第二十一条第一項及び第二十二条の規定を準用する。

## 第四章の二　植物等の移動の制限及び禁止

#### 第三十五条の二（移動制限地域及び移動制限植物）

法第十六条の二第一項の地域及び植物を別表三及び別表四のとおり定める。

#### 第三十五条の三（移動制限植物等の移動制限の例外）

法第十六条の二第一項の農林水産省令で定める場合は、試験研究の用に供するため農林水産大臣の許可を受け、かつ、当該許可を受けたことを証する書面（第二十二号の二様式）（第三項において「移動制限植物等移動許可証」という。）を添付して移動する場合とする。

##### ２

前項の許可を受けようとする者は、その者の住所地を管轄する植物防疫所を経由して農林水産大臣に移動制限植物等移動許可申請書（第二十二号の三様式）を提出しなければならない。

##### ３

農林水産大臣は、第一項の許可をしたときは、当該許可を申請した者に対し、移動制限植物等移動許可証を交付するものとする。

#### 第三十五条の四（移動検査及び検査確認の表示）

法第十六条の二第一項の検査（以下この条において「移動検査」という。）は、次の各号に掲げるものについて行う。

* 一  
  別表三の一の項、二の項、五の項及び六の項の地域の欄に掲げる地域内にある植物の欄に掲げる植物及びこれらの容器包装
* 二  
  別表三の三の項及び四の項の地域の欄に掲げる地域内にある植物の欄に掲げる植物

##### ２

移動検査は、植物防疫所又は植物防疫所長の指定する場所で行なう。  
ただし、当該植物又はその容器包装の所在地で移動検査を受けたい旨の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該所在地で行なうことができる。

* 一  
  前項各号に掲げる植物又はその容器包装について、当該植物の数量が多く、かつ、不合格品の補充の便宜等のため必要があると認めるとき。
* 二  
  前号のほか、前項第二号に掲げる植物について、移動検査を行う間における当該植物の栽培の管理等のため必要があると認めるとき。

##### ３

移動検査を受けようとする者は、当該植物又はその容器包装を移動しようとする日の二日前まで（前項ただし書の場合には移動検査を受けようとする日の五日前まで）に植物防疫官に検査申請書（第二十二号の四様式）を提出しなければならない。

##### ４

植物防疫官は、前項の規定により移動検査を申請した者に対し、あらかじめ移動検査の期日を通知しなければならない。

##### ５

第三項の規定により移動検査を申請した者には、第十二条の規定を準用する。

##### ６

法第十六条の二第一項の有害動物又は有害植物が付着していないと認める旨を示す表示は、移動検査の結果、当該植物又はその容器包装に別表三の備考の欄に掲げる有害動物又は有害植物が付着していないと認めた場合に、当該植物又はその容器包装に検査合格証明書（第二十二号の五様式）若しくは検査合格証票（第二十二号の六様式）を添付し、又は検査合格証印（第二十二号の七様式）を押印し、若しくは検査合格証紙（第二十二号の八様式）をはり付けてするものとする。

#### 第三十五条の五（消毒の確認及び確認の表示）

法第十六条の二第一項の消毒の確認（以下この条において「消毒の確認」という。）は、別表四の地域の欄に掲げる地域内にある植物の欄に掲げる植物及びこれらの容器包装について行う。

##### ２

消毒の確認は、植物防疫所又は植物防疫所長の指定する場所で行なう。

##### ３

消毒の確認を受けようとする者は、当該確認を受けようとする消毒を行なう二日前までに植物防疫官に消毒確認申請書（第二十二号の九様式）を提出しなければならない。

##### ４

植物防疫官は、前項の規定により消毒の確認を申請した者に対し、あらかじめ消毒の確認の期日を通知しなければならない。

##### ５

第三項の規定により消毒の確認を申請した者には、第十二条の規定を準用する。

##### ６

法第十六条の二第一項の消毒したと認める旨を示す表示は、消毒の確認をした場合に、当該植物又はその容器包装に消毒確認証明書（第二十二号の十様式）若しくは消毒確認証票（第二十二号の十一様式）を添付し、又は消毒確認証印（第二十二号の十二様式）を押印し、若しくは消毒確認証紙（第二十二号の十三様式）をはり付けてするものとする。

#### 第三十五条の六（消毒の基準）

法第十六条の二第一項の農林水産省令で定める基準は、別表五の植物の欄に掲げる植物の種類に応じ、同表の消毒の基準の欄に掲げるとおりとする。

#### 第三十五条の七（移動禁止地域及び移動禁止植物等）

法第十六条の三第一項の農林水産省令で定める地域内にある植物で農林水産省令で定めるものを別表六のとおり定める。

##### ２

法第十六条の三第一項の農林水産省令で定める地域内にある有害動物又は有害植物で農林水産省令で定めるものを別表七のとおり定める。

#### 第三十五条の八（移動禁止植物等の移動許可）

法第十六条の三第一項ただし書の許可を受けようとする者は、その者の住所地を管轄する植物防疫所を経由して農林水産大臣に移動禁止植物等移動許可申請書（第二十二号の十四様式）を提出しなければならない。

##### ２

農林水産大臣は、法第十六条の三第一項ただし書の規定による許可をしたときは、当該許可を申請した者に対し、許可したことを証する書面（第二十二号の十五様式）を交付するものとする。

#### 第三十五条の九（移動禁止植物等の移動許可の条件）

法第十六条の三第二項において準用する法第七条第三項の規定に基づいて付する条件は、通常次の事項とする。

* 一  
  移動前に移動しようとする移動禁止植物等（第三十五条の七第一項に規定する植物若しくは同条第二項に規定する有害動物若しくは有害植物又はこれらの容器包装をいう。以下この項において同じ。）が法第十六条の三第一項ただし書の許可を受けているものである旨の植物防疫官の確認を受けること。
* 二  
  移動しようとする移動禁止植物等の移動又は荷造の方法に関すること。
* 三  
  移動後の移動禁止植物等の管理の場所及び期間その他の管理の方法に関すること。
* 四  
  移動後の移動禁止植物等の管理の責任者に関すること。
* 五  
  移動後の移動禁止植物等の譲渡その他の処分の制限又は禁止に関すること。
* 六  
  前各号の条件に違反したときは、当該許可を取り消し、又は当該移動禁止植物等及びその生産物の廃棄を命ずることがあること。

##### ２

法第十六条の三第一項ただし書の許可を受けた者については、第八条第二項の規定を準用する。

#### 第三十五条の十（廃棄命令書及び処分証明書）

法第十六条の五の規定により植物防疫官が植物、有害動物若しくは有害植物又は土及びこれらの容器包装の廃棄を命じ、又は自らこれを廃棄した場合には、第二十一条第一項及び第二十二条の規定を準用する。

## 第五章　緊急防除

#### 第三十六条（緊急防除）

法第十八条第二項の規定による農林水産大臣の命令は、緊急措置命令書（第二十三号様式）を交付して行う。

#### 第三十七条（協力指示書の様式）

法第十九条第二項の協力指示書の様式は、別記第二十四号様式とする。

#### 第三十八条（協力成績の報告）

法第十九条第二項の規定により協力指示書の交付を受けた者は、当該協力指示書に記載された防除に関する業務の完了後一箇月以内に協力成績書（第二十五号様式）を農林水産大臣に提出しなければならない。

#### 第三十九条（費用の請求）

法第十九条第二項の規定により協力指示書の交付を受けた者が、同条第三項の規定による費用の弁償を受けようとするときは、当該協力指示書に記載された防除に関する業務の完了後一箇月以内に費用請求書（第二十六号様式）に費用の支出を証明する書類を添えて、これを農林水産大臣に提出しなければならない。

## 第六章　指定有害動植物の防除

### 第一節　指定有害動植物

#### 第四十条（指定有害動植物）

法第二十二条の農林水産大臣の指定する有害動物は、次のとおりとする。

* 一  
  いちご、かき、きく、きゆうり、たまねぎ、なす及びねぎのアザミウマ類
* 二  
  いちご、かんきつ、きく、キャベツ、きゆうり、すいか、だいこん、大豆、トマト、なし、なす、ねぎ、はくさい、ばれいしよ、ピーマン、ほうれんそう及びレタスのアブラムシ類
* 三  
  いねのイネミズゾウムシ
* 四  
  オオタバコガ
* 五  
  かきのカイガラムシ類
* 六  
  かきのカキノヘタムシガ
* 七  
  果樹カメムシ類
* 八  
  さとうきびのカンシャコバネナガカメムシ
* 九  
  大豆の吸実性カメムシ類
* 十  
  コナガ
* 十一  
  きゆうり及びトマトのコナジラミ類
* 十二  
  いねのコブノメイガ
* 十三  
  シロイチモジヨトウ
* 十四  
  なし、もも及びりんごのシンクイムシ類
* 十五  
  いねのセジロウンカ
* 十六  
  茶のチャノホソガ
* 十七  
  いねのツマグロヨコバイ
* 十八  
  いねのトビイロウンカ
* 十九  
  いねのニカメイガ
* 二十  
  ハスモンヨトウ
* 二十一  
  いちご、おうとう、かんきつ、茶、なし、なす、もも及びりんごのハダニ類
* 二十二  
  かき、茶、なし及びりんごのハマキムシ類
* 二十三  
  斑点米カメムシ類
* 二十四  
  いねのヒメトビウンカ
* 二十五  
  いねのフタオビコヤガ
* 二十六  
  さとうきびのメイチュウ類
* 二十七  
  ヨトウガ

##### ２

法第二十二条の農林水産大臣の指定する有害植物は、次のとおりとする。

* 一  
  むぎの赤かび病菌
* 二  
  いねの稲こうじ病菌
* 三  
  いねのいもち病菌
* 四  
  いちごのうどんこ病菌
* 五  
  きゆうりのうどんこ病菌
* 六  
  なすのうどんこ病菌
* 七  
  ピーマンのうどんこ病菌
* 八  
  むぎのうどんこ病菌
* 九  
  トマト及びばれいしよの疫病菌
* 十  
  ぶどうの晩腐病菌
* 十一  
  かんきつのかいよう病菌
* 十二  
  キウイフルーツのかいよう病菌
* 十三  
  きゆうりの褐斑病菌
* 十四  
  てん菜の褐斑病菌
* 十五  
  キャベツ及びレタスの菌核病菌
* 十六  
  キャベツの黒腐病菌
* 十七  
  なしの黒星病菌
* 十八  
  りんごの黒星病菌
* 十九  
  かんきつの黒点病菌
* 二十  
  なしの黒斑病菌
* 二十一  
  ねぎの黒斑病菌
* 二十二  
  ねぎのさび病菌
* 二十三  
  いねの縞葉枯病ウイルス
* 二十四  
  たまねぎの白色疫病菌
* 二十五  
  きくの白さび病菌
* 二十六  
  てん菜の西部萎黄病ウイルス
* 二十七  
  もものせん孔細菌病菌
* 二十八  
  かんきつのそうか病菌
* 二十九  
  いちごの炭疽病菌
* 三十  
  かきの炭疽病菌
* 三十一  
  茶の炭疽病菌
* 三十二  
  いちご、きゆうり、トマト、なす、ぶどう及びレタスの灰色かび病菌
* 三十三  
  おうとうの灰星病菌
* 三十四  
  いねのばか苗病菌
* 三十五  
  トマトの葉かび病菌
* 三十六  
  りんごの斑点落葉病菌
* 三十七  
  きゆうりのべと病菌
* 三十八  
  たまねぎ及びねぎのべと病菌
* 三十九  
  ぶどうのべと病菌
* 四十  
  いねのもみ枯細菌病菌
* 四十一  
  いねの紋枯病菌

### 第二節　薬剤の譲与

#### 第四十一条（譲与の相手方）

法第二十七条第一項の規定により農林水産大臣が防除に必要な薬剤（以下「防除用薬剤」という。）を譲与する相手方は、指定有害動植物が風水害等の災害により異常発生した場合において、みずから防除を行うことが著しく困難であると認められる者とする。

#### 第四十二条（譲与の申請）

防除用薬剤の譲与を受けようとする者は、譲与申請書（第二十七号様式）を農林水産大臣に提出しなければならない。

#### 第四十三条（譲与の決定等）

農林水産大臣は、前条の譲与申請書を受理したときは、その内容を審査して譲与するかどうかを決定し、当該申請者に対し、譲与する場合にあつては譲与すべき防除用薬剤の使用その他必要な事項を記載した譲与承認書（第二十八号様式）を交付し、譲与しない場合にあつてはその旨を通知する。

#### 第四十四条（引渡）

法第二十七条第一項の規定により譲与する防除用薬剤の引渡は、前条の譲与承認書に記載された期日及び場所において行うものとする。

##### ２

前項の規定により防除用薬剤の引渡を受けた者（以下「譲受人」という。）は、当該引渡後直ちに、受領書（第二十九号様式）を農林水産大臣に提出しなければならない。

#### 第四十五条（防除用薬剤の使用等の制限）

譲受人は、第四十三条の譲与承認書に記載された条件に違反して当該防除用薬剤を使用し、譲与し、又は譲渡してはならない。

##### ２

農林水産大臣は、譲受人が前項の規定に違反したときは、当該防除用薬剤の全部若しくは一部若しくはこれに相当する薬剤の返還を命じ、又はこれに相当額の対価の納入を命ずることがある。

#### 第四十六条（報告の徴取）

譲受人は、譲与を受けた防除用薬剤による防除を完了したときは、一箇月以内に防除実績報告書（第三十号様式）を農林水産大臣に提出しなければならない。

### 第三節　防除用器具の無償貸付

#### 第四十七条（申請）

法第二十七条第一項の規定により防除用器具を借り受けようとする者は、借受申請書（第三十一号様式）を植物防疫所長に提出しなければならない。

#### 第四十八条（貸付）

農林水産大臣は、前条の借受申請書を受理したときは、その内容を審査して貸付を承認するかどうかを決定し、貸し付ける場合にあつては防除用器具の使用方法その他必要な事項を定める。

##### ２

植物防疫所長は、前項の決定に基き、当該申請者に対し、貸し付ける場合にあつては貸付承認通知書（第三十二号様式）を交付し、貸し付けない場合にあつては其の旨を通知する。

#### 第四十九条（引渡）

防除用器具の引渡は、前条第二項の貸付承認通知書に記載された期日及び場所において行うものとする。

##### ２

前項の規定により防除用器具の引渡を受けた者（以下「借受人」という。）は、当該引渡後直ちに、請書（第三十三号様式）を植物防疫所長に提出しなければならない。

#### 第五十条（貸付期間の延長申請）

借受人は、第四十八条第二項の貸付承認通知書に記載された貸付期間満了の日までに防除を完了することができないと認めるときは、農林水産大臣に対し、貸付期間の延長を申請することができる。

##### ２

前項の申請は、貸付期間満了の日の五日前までに貸付期間延長申請書（第三十四号様式）を植物防疫所長に提出して、しなければならない。

##### ３

植物防疫所長は、農林水産大臣が前項の申請書を受理した場合において期間の延長を承認したときは、当該申請人に対し貸付期間延長承認通知書（第三十五号様式）を交付する。

#### 第五十一条（借受人の義務）

借受人は、その借り受けた防除用器具を、善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

##### ２

借受人は、その借り受けた防除用器具を他に転貸してはならない。

#### 第五十二条

借受人は、その借り受けた防除用器具を滅失し、又はきヽ  
損したときは、遅滞なく書面をもつてその旨及び事由を詳細に植物防疫所長に報告しなければならない。  
この場合において、当該滅失又はきヽ  
損が火災又は盗難に係るものであるときは、火災又は盗難があつた旨を証する関係官公署の発行する証明書を添えるものとする。

#### 第五十三条

借受人は、その責に帰すべき事由によりその借り受けた防除用器具を滅失し、又はきヽ  
損したときは、植物防疫所長の指示に従い、その負担においてこれを補てヽ  
  
んヽ  
し、若しくは修理し、又は国にその補償金を納入しなければならない。

##### ２

前項の補償金は、植物防疫所の歳入徴収官の発行する納入告知書によつて納入するものとする。

#### 第五十四条（返納）

借受人は、その借り受けた防除用器具を第四十八条第二項の貸付承認通知書又は第五十条第三項の貸付期間延長承認通知書に記載された期日及び場所において返納するとともに返納届（第三十六号様式）を植物防疫所長に提出しなければならない。

#### 第五十五条

農林水産大臣は、他の緊急の用途に供するため当該防除用器具を必要とする場合その他特に必要があると認める場合は、貸付期間内においても、期日及び場所を指定してその返納を命ずることがある。

#### 第五十六条（違約金の徴収）

借受人は、第四十八条第二項の貸付承認通知書又は第五十条第三項の貸付期間延長承認通知書に記載された返納期日（前条の場合にあつては、当該返納命令による指定期日）までにその借り受けた防除用器具を返納しないときは、その翌日から返納があつた日までの日数につき、防除用器具の種類ごとに農林水産大臣の定める額の違約金を支払わなければならない。  
但し、天災地変その他農林水産大臣がやむを得ない事由があると認めたときは、この限りでない。

##### ２

前項の違約金の納入については、第五十三条第二項の規定を準用する。

#### 第五十七条（費用の負担）

防除用器具の引取、管理及び返納に要する一切の費用は、借受人の負担とする。

#### 第五十八条

削除

## 第七章　都道府県の防疫

#### 第五十九条（病害虫防除所）

法第三十二条第三項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

* 一  
  名称
* 二  
  位置及び管轄区域
* 三  
  管轄区域内の農作物の栽培並びに有害動物及び有害植物の発生の状況
* 四  
  施設の概要
* 五  
  職員の職種別定数
* 六  
  業務の概要
* 七  
  業務開始の予定年月日

#### 第六十条（病害虫防除員）

法第三十三条第二項において準用する法第三十二条第三項の農林水産省令で定める事項は、病害虫防除員の数とする。

## 第八章　雑則

#### 第六十一条（交付金の交付決定の基礎となる農家数等）

法第三十五条第二項の農家数は、直近に公表された農林業センサス規則（昭和四十四年農林省令第三十九号）第一条の調査による経営耕地面積規模別農家数中の総農家数によるものとする。

##### ２

法第三十五条第二項の農地面積は、前項に規定する調査による経営耕地中の経営耕地総面積から畑の普通畑の調査日前一年間に飼料用作物だけを作つた畑の面積及び畑の牧草専用地の面積を控除したものによるものとする。

##### ３

法第三十五条第二項の市町村数は、第一項に規定する調査が行われた年の二月一日現在における市町村数によるものとする。

#### 第六十二条（権限の委任）

法第三十二条第三項（法第三十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による農林水産大臣の権限は、地方農政局長に委任する。

# 附　則

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和二六年二月二七日農林省令第七号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和二七年四月一日農林省令第二〇号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。  
但し、第二十四条第一項第二号及び第三号を改正する規定は、昭和二十八年一月一日から施行する。

# 附則（昭和二九年一二月一六日農林省令第七三号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和三〇年一二月一四日農林省令第五五号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和三一年九月一日農林省令第四五号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

##### ３

この省令施行前に交付した植物防疫法施行規則第七条第二項の書面、同規則第十五条の文書、同規則第十六条の隔離栽培命令書、同規則第二十二条の廃棄又は消毒命令書及びこの省令施行前に押印した同規則第三十条第一項の合格証印は、この省令による改正後の同規則で定めるこれらの書類又は合格証印の様式によるものとみなす。

# 附則（昭和三二年二月一四日農林省令第九号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和三七年一〇月一日農林省令第五七号）

##### １

この省令は、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）の施行の日（昭和三十七年十月一日）から施行する。

##### ２

この省令による改正後の規定は、この省令の施行前にされた行政庁の処分その他この省令の施行前に生じた事項についても適用する。  
ただし、この省令による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

# 附則（昭和三八年六月二六日農林省令第四二号）

この省令は、昭和三十八年七月一日から施行する。

# 附則（昭和四〇年五月一〇日農林省令第二三号）

この省令は、昭和四十年六月一日から施行する。

# 附則（昭和四二年三月一日農林省令第四号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令の施行前に交付した植物防疫法施行規則第七条第二項の書面は、この省令による改正後の同項で定める書面の様式によるものとみなす。

# 附則（昭和四三年六月二六日農林省令第四五号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和四三年一〇月九日農林省令第六一号）

この省令は、昭和四十四年一月一日から施行する。  
ただし、第六条の改正規定は、昭和四十三年十月十六日から施行する。

# 附則（昭和四四年三月一九日農林省令第九号）

この省令は、昭和四十四年四月一日から施行する。

# 附則（昭和四四年一一月二〇日農林省令第五一号）

この省令は、昭和四十四年十一月二十五日から施行する。

# 附則（昭和四五年三月三一日農林省令第一二号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和四五年六月二日農林省令第三一号）

この省令は、昭和四十五年六月十五日から施行する。

# 附則（昭和四六年四月一〇日農林省令第二五号）

この省令は、昭和四十六年四月二十日から施行する。

# 附則（昭和四七年三月二七日農林省令第一一号）

この省令は、昭和四十七年四月一日から施行する。

# 附則（昭和四七年五月一三日農林省令第二九号）

この省令は、沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律の施行の日（昭和四十七年五月十五日）から施行する。

# 附則（昭和四七年六月九日農林省令第三八号）

この省令は、昭和四十七年六月十五日から施行する。

# 附則（昭和四七年一二月二三日農林省令第六九号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和四八年三月七日農林省令第一二号）

この省令は、昭和四十八年三月十二日から施行する。

# 附則（昭和四八年五月二四日農林省令第三七号）

この省令は、昭和四十八年六月四日から施行する。

# 附則（昭和四八年一二月一九日農林省令第七九号）

この省令は、昭和四十九年一月一日から施行する。

# 附則（昭和四九年七月二四日農林省令第三一号）

##### １

この省令は、昭和四十九年八月一日から施行する。  
ただし、第三十二条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

##### ２

改正後の植物防疫法施行規則第三十二条第一項の規定は、昭和五十年産の指定種苗の検査から適用し、昭和四十九年以前の年産の指定種苗の検査については、なお従前の例による。

# 附則（昭和四九年一〇月二一日農林省令第四六号）

この省令は、昭和四十九年十一月一日から施行する。

# 附則（昭和五〇年三月二五日農林省令第九号）

この省令は、昭和五十年四月一日から施行する。

# 附則（昭和五〇年七月五日農林省令第三八号）

この省令は、昭和五十年七月十日から施行する。

# 附則（昭和五〇年一一月二九日農林省令第五三号）

この省令は、昭和五十年十二月五日から施行する。

# 附則（昭和五一年六月一二日農林省令第二七号）

この省令は、昭和五十一年六月十六日から施行する。

# 附則（昭和五三年一月一〇日農林省令第一号）

この省令は、昭和五十三年一月十三日から施行する。

# 附則（昭和五三年三月二七日農林省令第一七号）

この省令は、昭和五十三年三月三十日から施行する。  
ただし、第六条第一項の改正規定中新東京国際空港に係る部分は、新東京国際空港の供用開始の日から施行する。

# 附則（昭和五三年三月二九日農林省令第二〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和五三年四月一〇日農林省令第二八号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和五三年七月五日農林省令第四九号）

#### 第一条

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和五三年八月二八日農林水産省令第五号）

この省令は、昭和五十三年九月一日から施行する。

# 附則（昭和五四年四月四日農林水産省令第一五号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和五四年五月一五日農林水産省令第二五号）

この省令は、昭和五十四年五月十五日から施行する。

# 附則（昭和五四年六月三〇日農林水産省令第三六号）

この省令は、昭和五十四年七月三日から施行する。

# 附則（昭和五四年九月七日農林水産省令第三九号）

この省令は、昭和五十四年九月十一日から施行する。  
ただし、熊本空港に係る部分は、昭和五十四年九月二十六日から施行する。

# 附則（昭和五四年一〇月一五日農林水産省令第四三号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和五四年一二月一〇日農林水産省令第五三号）

この省令は、昭和五十四年十二月十二日から施行する。

# 附則（昭和五五年四月三日農林水産省令第一二号）

この省令は、昭和五十五年四月十五日から施行する。

# 附則（昭和五五年四月一一日農林水産省令第一七号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和五五年五月二〇日農林水産省令第二二号）

この省令は、昭和五十五年五月二十二日から施行する。

# 附則（昭和五六年三月一六日農林水産省令第六号）

この省令は、昭和五十六年三月二十三日から施行する。

# 附則（昭和五七年五月二〇日農林水産省令第一九号）

この省令は、昭和五十七年六月一日から施行する。

# 附則（昭和五七年七月一五日農林水産省令第二四号）

この省令は、昭和五十七年八月一日から施行する。

# 附則（昭和五七年八月二四日農林水産省令第三一号）

この省令は、昭和五十七年八月二十六日から施行する。

# 附則（昭和五七年一二月六日農林水産省令第五二号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和五九年一〇月二九日農林水産省令第四二号）

この省令は、昭和五十九年十一月一日から施行する。

# 附則（昭和六〇年三月一日農林水産省令第三号）

この省令は、昭和六十年四月一日から施行する。

# 附則（昭和六〇年七月一二日農林水産省令第三一号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和六〇年七月一五日農林水産省令第三三号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和六〇年八月二一日農林水産省令第四一号）

この省令は、昭和六十年九月一日から施行する。

# 附則（昭和六〇年一〇月二二日農林水産省令第四八号）

この省令は、昭和六十年十月二十四日から施行する。

# 附則（昭和六〇年一一月一日農林水産省令第五〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和六一年二月四日農林水産省令第一号）

この省令は、昭和六十一年二月六日から施行する。

# 附則（昭和六一年三月二五日農林水産省令第九号）

この省令中別表一の四の項の改正規定は昭和六十一年四月一日から、同表の十二の項の改正規定は昭和六十一年五月一日から施行する。

# 附則（昭和六一年八月二二日農林水産省令第三七号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和六二年二月二〇日農林水産省令第一号）

この省令は、昭和六十二年三月一日から施行する。

# 附則（昭和六二年四月一五日農林水産省令第八号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和六二年九月二八日農林水産省令第三三号）

この省令は、昭和六十二年十月一日から施行する。

# 附則（昭和六二年一一月二七日農林水産省令第四一号）

この省令は、昭和六十二年十一月三十日から施行する。

# 附則（昭和六三年二月六日農林水産省令第二号）

この省令は、昭和六十三年二月八日から施行する。

# 附則（昭和六三年二月二七日農林水産省令第六号）

この省令は、昭和六十三年三月一日から施行する。

# 附則（昭和六三年六月一七日農林水産省令第三二号）

この省令は、昭和六十三年六月二十日から施行する。

# 附則（昭和六三年七月一五日農林水産省令第三七号）

この省令は、昭和六十三年七月二十日から施行する。

# 附則（昭和六三年一一月二九日農林水産省令第五七号）

この省令は、昭和六十三年十二月五日から施行する。

# 附則（昭和六三年一二月二八日農林水産省令第六四号）

この省令は、昭和六十四年一月一日から施行する。

# 附則（平成元年三月一日農林水産省令第六号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成元年六月六日農林水産省令第二七号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成元年一〇月三〇日農林水産省令第四三号）

この省令は、平成元年十一月一日から施行する。

# 附則（平成元年一二月二〇日農林水産省令第四七号）

この省令は、平成元年十二月二十二日から施行する。  
ただし、別表一の一の項地域の欄の改正規定中「、コロンビア、エクアドル」を加える部分は、平成二年一月十六日から施行する。

# 附則（平成二年三月二〇日農林水産省令第六号）

この省令は、平成二年三月二十三日から施行する。

# 附則（平成二年三月三〇日農林水産省令第八号）

この省令は、公布の日から施行する。  
ただし、第六条第一項第二号の改正規定は、平成二年四月六日から施行する。

# 附則（平成二年六月一一日農林水産省令第二四号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二年一〇月三〇日農林水産省令第四二号）

この省令は、平成二年十一月一日から施行する。

# 附則（平成三年六月三日農林水産省令第二八号）

この省令は、公布の日から施行する。  
ただし、第六条第一項第二号の改正規定中「、広島空港」を加える部分は、平成三年六月二十一日から施行する。

# 附則（平成三年七月一七日農林水産省令第三二号）

この省令は、平成三年七月二十日から施行する。

# 附則（平成四年四月六日農林水産省令第一三号）

この省令は、公布の日から施行する。  
ただし、第六条第一項第二号の改正規定中「、高松空港」を加える部分は、平成四年四月二十日から施行する。

# 附則（平成四年五月六日農林水産省令第二四号）

この省令は、平成四年五月十二日から施行する。

# 附則（平成五年一月二七日農林水産省令第二号）

この省令は、平成五年二月一日から施行する。

# 附則（平成五年四月一日農林水産省令第一一号）

この省令は、公布の日から施行する。  
ただし、第二条の規定は、平成五年四月二十六日から施行する。

# 附則（平成五年四月一日農林水産省令第一二号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令による改正前の肥料取締法施行規則、植物防疫法施行規則、農薬取締法施行規則、繭糸価格安定法施行規則、繭検定規則、農業機械化促進法施行規則、大豆なたね交付金暫定措置法施行規則、生糸検査規則、家畜改良増殖法施行規則、犬の輸出入検疫規則、家畜伝染病予防法施行規則、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律施行規則、家畜取引法施行規則、動物用医薬品等取締規則、家畜商法施行規則、牛及び豚のうち純粋種の繁殖用のもの並びに暫定税率を適用しない馬の証明書の発給に関する省令、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則、卸売市場法施行規則、農林水産省関係研究交流促進法施行規則、食糧管理法施行規則、林業種苗法施行規則、漁船法施行規則、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令、日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定第二条の共同規制水域等におけるさばつり漁業及び沿岸漁業等の取締りに関する省令、北太平洋の海域におけるずわいがに等漁業の取締りに関する省令、いかつり漁業の取締りに関する省令、ずわいがに漁業等の取締りに関する省令、北太平洋の海域におけるつぶ漁業の取締りに関する省令、大西洋の海域におけるはえなわ等漁業の取締りに関する省令、かじき等流し網漁業の取締りに関する省令、いか流し網漁業の取締りに関する省令、黄海及び東支那海の海域におけるふぐはえなわ漁業の取締りに関する省令、べにずわいがに漁業の取締りに関する省令及び小型まぐろはえ縄漁業の取締りに関する省令（以下「関係省令」という。）に規定する様式による書面は、平成六年三月三十一日までの間は、これを使用することができる。

##### ３

平成六年三月三十一日以前に使用されたこの省令による改正前の関係省令に規定する様式による書面は、この省令による改正後の関係省令に規定する様式による書面とみなす。

# 附則（平成五年五月二八日農林水産省令第二四号）

この省令は、平成五年六月一日から施行する。

# 附則（平成五年一〇月二五日農林水産省令第五九号）

この省令は、平成五年十月二十九日から施行する。

# 附則（平成五年一〇月二九日農林水産省令第六一号）

この省令は、平成五年十月三十日から施行する。

# 附則（平成六年一月一四日農林水産省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成六年四月一日農林水産省令第二三号）

この省令は、公布の日から施行する。  
ただし、第六条第一項第二号の改正規定は、平成六年四月四日から施行する。

# 附則（平成六年四月二二日農林水産省令第三一号）

この省令は、平成六年四月二十五日から施行する。

# 附則（平成六年八月二二日農林水産省令第五三号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成六年九月二日農林水産省令第五五号）

この省令は、平成六年九月四日から施行する。

# 附則（平成六年一〇月二五日農林水産省令第七三号）

この省令は、公布の日から施行する。  
ただし、別表一の二の項及び別表四の一の項の改正規定は、平成六年十一月十日から施行する。

# 附則（平成七年一月一八日農林水産省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成七年三月三一日農林水産省令第二五号）

この省令は、平成七年四月一日から施行する。  
ただし、第二条の規定は、平成七年四月二日から施行し、第三条の規定は、平成七年四月四日から施行する。

# 附則（平成七年四月二四日農林水産省令第二八号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成七年五月一日農林水産省令第二九号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成八年二月五日農林水産省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成八年四月一日農林水産省令第一三号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成八年九月九日農林水産省令第四六号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成八年九月一七日農林水産省令第四七号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成八年一〇月二五日農林水産省令第五九号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成九年二月三日農林水産省令第五号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成九年三月一〇日農林水産省令第九号）

この省令は、植物防疫法の一部を改正する法律（平成八年法律第六十七号）の施行の日（平成九年四月一日）から施行する。

# 附則（平成九年四月一日農林水産省令第二四号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成九年四月二四日農林水産省令第三二号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成九年七月一日農林水産省令第四五号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成九年七月二二日農林水産省令第五三号）

この省令は、平成九年八月一日から施行する。

# 附則（平成九年八月四日農林水産省令第五七号）

この省令は、平成十年四月一日から施行する。

# 附則（平成九年九月一〇日農林水産省令第六〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成九年九月二六日農林水産省令第六七号）

この省令は、平成九年十月一日から施行する。

# 附則（平成九年一〇月一七日農林水産省令第七二号）

この省令は、平成九年十月二十四日から施行する。

# 附則（平成九年一二月一九日農林水産省令第八三号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一〇年二月五日農林水産省令第三号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一〇年三月二七日農林水産省令第一六号）

この省令は、平成十年四月一日から施行する。

# 附則（平成一〇年四月九日農林水産省令第二八号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一〇年一一月一六日農林水産省令第七七号）

この省令は、平成十年十二月一日から施行する。

# 附則（平成一〇年一二月一〇日農林水産省令第八五号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一〇年一二月二五日農林水産省令第八八号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一一年一月一一日農林水産省令第一号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令による改正前の土地改良法施行規則、獣医師法施行規則、家畜等の無償貸付及び譲与等に関する省令、肥料取締法施行規則、病菌害虫防除用機具貸付規則、植物防疫法施行規則、家畜改良増殖法施行規則、犬の輸出入検疫規則、農薬取締法施行規則、農産物検査法施行規則、家畜伝染病予防法施行規則、専門技術員資格試験等に関する省令、農業機械化促進法施行規則、養鶏振興法施行規則、日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定第二条の共同規制水域等におけるさばつり漁業及び沿岸漁業等の取締りに関する省令、林業種苗法施行規則、卸売市場法施行規則、漁業操業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定第一条１の日本国沿岸の地先沖合の公海水域における漁業の操業の調整に関する省令、分収林特別措置法施行規則、農林水産省関係研究交流促進法施行規則、アリモドキゾウムシの緊急防除に関する省令、牛及び豚のうち純粋種の繁殖用のもの並びに無税を適用する馬の証明書の発給に関する省令、野菜栽培用の豆の証明書の発給に関する省令、ナシ枝枯細菌病菌の緊急防除を行うために必要な措置に関する省令及びイモゾウムシの緊急防除に関する省令（以下「関係省令」という。）に規定する様式による書面は、平成十一年三月三十一日までの間は、これを使用することができる。

##### ４

平成十一年三月三十一日以前に使用されたこの省令による改正前の関係省令に規定する様式による書面は、この省令による改正後の関係省令に規定する様式による書面とみなす。

# 附則（平成一一年三月二九日農林水産省令第一二号）

この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

# 附則（平成一一年四月一五日農林水産省令第二七号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一一年五月二四日農林水産省令第三三号）

この省令は、平成十一年六月一日から施行する。  
ただし、福島空港に係る部分は、平成十一年六月十七日から施行する。

# 附則（平成一一年七月三〇日農林水産省令第五二号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一一年九月六日農林水産省令第五六号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一一年一二月一七日農林水産省令第八四号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一二年二月三日農林水産省令第九号）

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

# 附則（平成一二年三月二二日農林水産省令第二三号）

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

# 附則（平成一二年三月三一日農林水産省令第四八号）

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

# 附則（平成一二年五月一七日農林水産省令第六〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一二年九月一日農林水産省令第八二号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

# 附則（平成一三年三月二七日農林水産省令第六八号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一三年五月三一日農林水産省令第一〇四号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一三年九月三日農林水産省令第一一九号）

この省令は、平成十三年九月十日から施行する。

# 附則（平成一三年一〇月三一日農林水産省令第一三六号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一四年三月二九日農林水産省令第二七号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一五年三月五日農林水産省令第一二号）

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

# 附則（平成一五年三月二八日農林水産省令第二二号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一五年四月二五日農林水産省令第四三号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一五年八月二九日農林水産省令第八七号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一五年一〇月二〇日農林水産省令第一一六号）

この省令は、平成十五年十一月一日から施行する。

# 附則（平成一五年一一月一八日農林水産省令第一二三号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一五年一二月二四日農林水産省令第一三一号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一六年一月三〇日農林水産省令第八号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一六年三月一九日農林水産省令第二〇号）

この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

# 附則（平成一六年九月七日農林水産省令第六七号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一六年九月二九日農林水産省令第七一号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一六年一〇月二〇日農林水産省令第八一号）

この省令は、平成十六年十一月一日から施行する。

# 附則（平成一六年一二月一日農林水産省令第八九号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一七年一月一四日農林水産省令第三号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一七年二月一〇日農林水産省令第八号）

この省令は、平成十七年二月十七日から施行する。

# 附則（平成一七年三月一〇日農林水産省令第二一号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一七年四月一日農林水産省令第五九号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一七年四月一日農林水産省令第六〇号）

この省令は、平成十七年四月十四日から施行する。  
ただし、別表一の改正規定は、平成十八年四月十四日から施行する。

# 附則（平成一七年八月二五日農林水産省令第九五号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一七年一二月一日農林水産省令第一一八号）

この省令は、公布の日から施行する。  
ただし、別表一の改正規定は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。

# 附則（平成一七年一二月一六日農林水産省令第一二〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一七年一二月二七日農林水産省令第一二三号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一八年二月一日農林水産省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一八年三月九日農林水産省令第八号）

この省令は、平成十八年三月十六日から施行する。

# 附則（平成一八年四月二一日農林水産省令第三四号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一八年六月一日農林水産省令第五五号）

この省令は、平成十八年六月八日から施行する。

# 附則（平成一八年六月二三日農林水産省令第五八号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一八年七月五日農林水産省令第六三号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一八年七月二八日農林水産省令第六八号）

この省令は、平成十八年八月十日から施行する。  
ただし、別表一の改正規定（同表一の項及び二の項に係る部分を除く。）は、平成十九年八月十日から施行する。

# 附則（平成一八年一〇月二日農林水産省令第八二号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

#### 第二条（経過措置）

この省令の施行前に交付したこの省令による改正前の植物防疫法施行規則第十九号様式、第十九号の二様式及び第十九号の三様式による合格証明書は、この省令による改正後の植物防疫法施行規則第十九号様式によるものとみなす。

##### ２

この省令による改正前の植物防疫法施行規則第十二号様式、第十二号の二様式及び第十二号の三様式による検査申請書は、この省令による改正後の植物防疫法施行規則第十二号様式にかかわらず、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、なおこれを使用することができる。

# 附則（平成一八年一一月二八日農林水産省令第八七号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一九年二月七日農林水産省令第四号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一九年三月三〇日農林水産省令第二一号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成十九年四月十二日から施行する。  
ただし、第二十四条第一項第二号の改正規定及び別記第一号様式の改正規定は公布の日から、別表一の改正規定（同表八の項地域の欄の改正規定中「、ブラジル」を削る部分を除く。）は平成二十年四月十二日から施行する。

#### 第二条（経過措置）

この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の植物防疫法施行規則別記第一号様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の植物防疫法施行規則別記第一号様式によるものとみなす。

##### ２

この省令の施行の際現にある旧様式により調製した用紙は、この省令の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。

# 附則（平成一九年六月七日農林水産省令第五九号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一九年七月一三日農林水産省令第六二号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一九年一一月二〇日農林水産省令第八六号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一九年一一月三〇日農林水産省令第八九号）

この省令は、平成十九年十二月一日から施行する。

# 附則（平成二〇年五月八日農林水産省令第三三号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二〇年五月一四日農林水産省令第三六号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二〇年六月一八日農林水産省令第四一号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二〇年七月一日農林水産省令第四六号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二〇年七月一六日農林水産省令第四七号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二〇年九月四日農林水産省令第五七号）

この省令は、平成二十年九月十一日から施行する。  
ただし、別表一の改正規定は平成二十一年九月十一日から施行する。

# 附則（平成二〇年一〇月一〇日農林水産省令第六六号）

この省令は、平成二十年十月十二日から施行する。

# 附則（平成二〇年一一月一一日農林水産省令第七一号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二一年三月一八日農林水産省令第九号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、統計法の施行の日（平成二十一年四月一日）から施行する。

# 附則（平成二一年六月三日農林水産省令第三八号）

この省令は、平成二十一年六月四日から施行する。

# 附則（平成二一年一〇月二〇日農林水産省令第六〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二二年一月二九日農林水産省令第六号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二二年三月一〇日農林水産省令第一六号）

この省令は、平成二十二年三月十一日から施行する。

# 附則（平成二二年四月一六日農林水産省令第三五号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二二年七月三〇日農林水産省令第四六号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二二年八月一八日農林水産省令第四七号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二三年一月三一日農林水産省令第二号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二三年三月七日農林水産省令第八号）

この省令は、平成二十三年九月七日から施行する。  
ただし、別表一の改正規定（同表を別表一の二とする部分を除く。）は、平成二十四年三月七日から施行する。

# 附則（平成二三年七月八日農林水産省令第四四号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二四年二月一〇日農林水産省令第七号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二四年四月二〇日農林水産省令第三一号）

この省令は、平成二十四年四月二十三日から施行する。

# 附則（平成二四年七月二五日農林水産省令第四一号）

この省令は、平成二十五年一月二十五日から施行する。  
ただし、別表一の二の改正規定は、平成二十五年七月二十五日から施行する。

# 附則（平成二五年三月一日農林水産省令第八号）

この省令は、平成二十五年三月七日から施行する。

# 附則（平成二五年四月二二日農林水産省令第三一号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二六年二月七日農林水産省令第八号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二六年二月二四日農林水産省令第一二号）

この省令は、平成二十六年八月二十四日から施行する。  
ただし、別表一の二の改正規定は、平成二十七年二月二十四日から施行する。

# 附則（平成二七年六月一五日農林水産省令第六〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二七年九月一七日農林水産省令第七一号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二七年一〇月一九日農林水産省令第七八号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二八年二月二四日農林水産省令第九号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二八年四月一日農林水産省令第三一号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二八年五月二四日農林水産省令第四〇号）

この省令は、平成二十八年十一月二十四日から施行する。  
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

* 一  
  別表一の改正規定（「Ｔｈｒｉｐｓ　ｍｉｎｕｔｉｓｓｉｍｕｓ」、「Ｎａｒｃｉｓｓｕｓ　ｄｅｇｅｎｅｒａｔｉｏｎ　ｖｉｒｕｓ」及び「Ｎａｒｃｉｓｓｕｓ　ｌａｔｅ　ｓｅａｓｏｎ　ｙｅｌｌｏｗｓ　ｖｉｒｕｓ」を削る部分に限る。）、別表一の二の改正規定（「、オーストラリア」を削る部分に限る。）及び別表二の改正規定（「、英国（グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る。以下この表において同じ。）」及び「、うり科植物（付表第三及び第四十二に掲げるものを除く。）」を削る部分、「きばなきようちくとう」の下に「、ククミス・ディプサケウス、コッキニア・ミクロフィラ、コラロカルプス・エリプチクス」を加える部分並びに「なんようざくら」の下に「、にがうり」を加える部分に限る。）  
    
    
  公布の日
* 二  
  別表一の二の改正規定（十の項及び十六の項から二十三の項までを削る部分を除く。）  
    
    
  平成二十九年五月二十四日

# 附則（平成二八年六月一日農林水産省令第四二号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二八年九月八日農林水産省令第五五号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二八年一二月二八日農林水産省令第八〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二九年一月一六日農林水産省令第三号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二九年七月三一日農林水産省令第四八号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成三〇年一月二六日農林水産省令第五号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成三〇年四月一三日農林水産省令第二六号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成三〇年七月三一日農林水産省令第五一号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成三〇年九月一一日農林水産省令第六〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成三〇年九月二六日農林水産省令第六三号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成三一年三月二九日農林水産省令第二六号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（令和元年五月七日農林水産省令第一号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

#### 第二条（経過措置）

この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

##### ２

この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

# 附則（令和元年六月二七日農林水産省令第一〇号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

#### 第二条（経過措置）

この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

##### ２

この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

# 附則（令和元年七月二九日農林水産省令第二二号）

この省令は、令和二年一月二十九日から施行する。  
ただし、別表二の改正規定中「及びギリシャ」を「、ギリシャ及びラトビア」に改める部分及び「、エストニア」を削る部分並びに別表二の二の改正規定中「、トルコ」、「、チリ」及び「、フィンランド」を削る部分は、公布の日から施行する。

# 附則（令和元年七月三一日農林水産省令第二三号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（令和元年一〇月二四日農林水産省令第四〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（令和元年一二月一三日農林水産省令第四六号）

この省令は、令和元年十二月十五日から施行する。

# 附則（令和元年一二月一六日農林水産省令第四七号）

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。

# 附則（令和二年五月一一日農林水産省令第三五号）

この省令は、令和二年十一月十一日から施行する。  
ただし、別表一の改正規定中「Ｈａｐｌｏｔｈｒｉｐｓ　ｎｉｇｒｉｃｏｒｎｉｓ」、「Ｈａｐｌｏｔｈｒｉｐｓ　ｒｏｂｕｓｔｕｓ」、「Ｐｈｅｎａｃｏｃｃｕｓ　ｓｏｌｅｎｏｐｓｉｓ」、「Ｈｅｌｉｘ　ａｓｐｅｒｓａ」及び「Ｇｒａｐｅｖｉｎｅ　ｖｅｉｎ　ｎｅｃｒｏｓｉｓ」を削る部分、別表一の二の改正規定中「、エスワティニ」、「、北マケドニア共和国」及び「、カーボベルデ」を加える部分並びに「、スワジランド」、「、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国」及び「、カーボヴェルデ」を削る部分、別表二の改正規定中「、北マケドニア共和国」及び「、エスワティニ」を加える部分並びに「、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国」及び「、スワジランド」を削る部分並びに別表二の二の改正規定中「、北マケドニア共和国」を加える部分及び「、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国」を削る部分は、公布の日から施行する。

# 附則（令和二年八月五日農林水産省令第五五号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（令和二年九月一六日農林水産省令第六〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（令和二年一〇月八日農林水産省令第七〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（令和二年一一月二日農林水産省令第七五号）

この省令は、公布の日から施行する。

* 付表
* 付表